

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第21号

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上尾市身体障害者福祉センター条例（平成17年上尾市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「和室」を「多目的室」に改める。

第5条第3項中「次条第3項、第9条及び第11条」を「次条第3項、第8条第1項及び第3項、第9条、第11条並びに第12条」に改める。

第8条第1項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市は」を「市又は指定管理者は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。